

# 「居宅療養管理指導サービス」重要事項等説明書

当事業所は利用者に対して居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）サービスを提供します。

サービスの提供開始にあたり、説明すべき重要事項は次の通りです。

## 1. 事業者概要

事業者名称	大和メディカル株式会社
事業者の所在地	山形県山形市あかねヶ丘二丁目10番56号
電話番号	023-644-0325
代表者氏名	富樫 正彦
設立年月日	平成23年10月3日

## 2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション樫の木
事業所の所在地	山形県山形市上町四丁目6番24号
電話/FAX番号	TEL 023-644-3364/FAX 023-673-9702
管理者氏名	斧 智香子
指定番号	(介護予防)居宅療養管理指導 山形県指定 0660190133号
事業の開始および有効期間満了日	平成28年2月1日 より 平成34年1月19日
通常の実地実地	山形市
営業日及び営業時間	営業日 月曜日から土曜日 営業時間 8時30分から17時15分 *電話等により24時間対応常時可能
介護理念	○あなたの思いを大切に 笑顔と安心のある暮らしを目指します ○広く学び、深く思いやり、高い技術で 地域から信頼される介護を実践します

## 3. 事業の目的と運営方針

### (事業の目的)

大和メディカル株式会社（以下「事業者」という）が設置する訪問看護ステーション樫の木（以下「事業所」という）において実施する指定居宅療養管理指導の業務の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師から提出される主治医意見書に基づき必要性が認められた利用者に対し、看護職員による居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- ①利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する看護職員は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- ②要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その

- 療養上の目標を設定し、計画的に行うことにより、療養生活を支援し心身機能の維持回復を図る。
- ③地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

#### 4. 職員の体制

当事業所の職員体制は以下の通りです。

従業者の職種	員数	通常の勤務体制
管理者	1名	常勤 1名(1名) 看護職員と兼務
看護職員	11名	常勤 6名(1名) 非常勤 5名

#### 5. 提供するサービス【(介護予防)居宅療養管理指導サービスの概要】

当事業所では、利用者に対して次のサービスを提供します。

通院が困難な者に対して、(※)医師が看護職員による居宅療養指導が必要であると判断し、当該事業所の看護職員が利用者を訪問し、療養上の相談および支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画策定等に必要な情報提供を行います。

(※) 要介護認定の際に主治医から提出される「主治医意見書」中「4.生活機能とサービスに関する意見」(5)医学的管理の必要性」の「看護職員の訪問による相談・支援」の項にチェックのある者又は看護職員の訪問による相談支援の必要がある旨の記載がある者のうち、サービス担当者会議において必要性が認められ、本人又はその家族等の同意が得られた者。

#### 6. 利用料金

サービスを提供した場合の利用料金は以下のとおりです。

(法定代理受領サービスである時は、以下の利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。)

##### 【(介護予防)居宅療養管理費】

- ・同一建物居住者以外の者に対して行う場合 4,020円/回
- ・同一建物居住者に対して行う場合 3,620円/回

\* 准看護師によるサービス提供の場合は、上記の100分の90を算定。

\* 新規認定、更新認定又は要介護区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始から6月以内に行われた場合2回を限度として算定。

##### 【その他の利用料】

- ・通常実施区域外の交通費として 300円/回

#### 7. 利用料金のお支払い方法

利用者は1ヶ月分のサービス利用料を、事業者が発行する利用料請求書に基づき、翌月26日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 下記指定口座への振込み  
 荘内銀行 あかねヶ丘支店  
 普通預金 1019761  
 大和メディカル株式会社 介護事業部 檜の木  
 代表取締役 富樫正彦

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

8. 利用の中止、変更

・利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止および変更することができます。  
この場合、利用予定日の前日までに、担当の介護支援専門員と調整の上、事業所に申し出てください。

9. サービスの終了に伴う援助について

利用者は、以下の事由によりサービスを終了することができます。

- ・利用者が死亡した場合
- ・要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判定された場合
- ・利用者から契約解除の申し出があった場合
- ・利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- ・事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合

10. 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、重大な事故の場合には県及び市町村（保険者）に事故報告書を提出いたします。

11. 苦情申立窓口

(1) 当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、以下の専用窓口へご連絡ください。

受付窓口： 訪問看護ステーション樫の木 (管理者) 斧 智香子

電話番号： 023-644-3364

受付時間： 午前8時30分～午後5時15分（日曜日から土曜日）

(2) 行政機関その他苦情受付期間

山形市役所介護保険課	所在地 山形市旅籠町2-3-25 電話番号 023-641-1212 (代表)
山形県国民健康団体連合会 介護保険課介護サービス推進室	所在地 寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8006 (苦情・相談専用) 受付時間 午前9時～午後4時 (月～金曜日) (祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

平成 年 月 日

当事業所は、重要事項等説明書に基づき、(介護予防)居宅療養管理指導サービス内容及び重要事項を説明いたしました。

事業所 訪問看護ステーション樫の木 印  
説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項等説明書に基づき、サービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者家族 住 所 \_\_\_\_\_  
または代理人 氏 名 \_\_\_\_\_ 印